

入舎のしおり

目次

寄宿舍について	1
・基本方針	
・重点目標	
寄宿舍の1日の流れ	2
年間行事	3
「寄宿舍の生活」「寄宿舍のルール」	4
入舎にあたって	5
・ 家庭と寄宿舍の連携について	
・ 帰舎・帰省について	
・ 健康管理について	6
・ 寄宿舍における薬の取り扱いについて	6
・ 寄宿舍における薬の取り扱いについて(図解版)	8
・ 寄宿舍生健康カードについて	
・ 経費について	10
・ 寄宿舍生活の準備物について	10
・ 寄宿舍生活の準備物の具体例について	11
(資料1) 寄宿舍運営(入退舎検討)委員会規約について	12
(資料2) 単独帰舎・帰省について	13
(資料3) 携帯・スマートフォンの取り扱いについて	14
・ 寄宿舍での携帯電話・スマートフォンのきまり Q&A	15

高知県立日高特別支援学校寄宿舍

0889-24-5329(寄宿舍直通番号)

0889-24-5306(学校代表番号)

寄宿舎について

【基本方針】

- (1) 寄宿舎の教育的機能を生かし、子どもたちの生きる力を育てるため、学校及び家庭との連携を密にした支援の充実に努めます。
- (2) 家庭的雰囲気の中で、仲間と共に生きる喜びを共有し、生活・社会自立を目指す力を育てます。

【重点目標】

- (1) 寄宿舎、学校、家庭との連携の強化について
 - ・ 寄宿舎、学校及び家庭との連携を密にします。
 - ・ 寄宿舎と学校の指導の一貫性を図るとともに、各家庭との相互理解と協力関係を築きます。
- (2) 自立に向けた生活支援について
 - ・ 基本的生活習慣の確立を図り、生活する力を育てます。
 - ・ 自主性の育成に努めます。
 - ・ 生活経験を豊かにし、社会生活への適応力を高めます。
- (3) 健康安全指導の推進について
 - ・ 子どもたちの健康管理に努めます。
 - ・ 保健衛生に対する意識と自己管理能力を育てます。
- (4) 自治活動の充実について
 - ・ 余暇活動の計画から実施までの取組を通じて、主体的な力を育てます。
 - ・ 子どもたちの相互理解を深め、仲間づくりを進めます。
 - ・ 自治会活動の充実を図り、自分達で生活する力を育てます。
- (5) 防災教育について
 - ・ 火災や地震についての知識や理解を深めるため、学習会や避難訓練を行い、災害に対する意識を高めます。
- (6) 生と性の支援について
 - ・ 生活の中で、子どもたちが想いや悩みを話せる環境をつくり、心と身体の成長を支援します。
 - ・ 個々の子どもに応じた多様な支援を行います。
 - ・ 発達段階に応じた計画的、系統的な支援を行います。
- (7) 施設、環境の整備について
 - ・ 子どもたちが健やかに生活できる環境整備に努めます。
 - ・ 安全に配慮した整備を計画的に進めます。

寄宿舎の1日の流れ

時間	活動内容等	
6 : 45	起床 寝具の片付け 洗顔、身支度 掃除	
7 : 20	配膳	
7 : 40	朝食、服薬 食器の片付け	
8 : 10	歯みがき 洗濯 登校準備	
8 : 40	登校	
	下校(曜日、学部により異なる) おやつ 余暇活動(散歩、外遊び、DVD、ゲームなど) 掃除 入浴、洗濯	
17 : 35	配膳	
18 : 00	夕食、服薬 食器の片付け	
18 : 30	食堂掃除 歯みがき 入浴、洗濯 お風呂掃除	
19 : 00	学習時間	・宿題、学習 ・翌日の準備
19 : 30	自由時間 就寝準備	・他ホームとの交流 ・テレビ、DVD、ゲーム ・読書など
20 : 30	小学部 就寝	
21 : 00	中学部 就寝	
21 : 30	高等部 就寝	

年間行事

月	行 事	月	行 事
4月	入 舎 式 役 員 会 誕 生 会	10月	なかよし会（役員選挙） 役 員 会 誕 生 会
5月	なかよし会（役員選挙） 役 員 会 誕 生 会	11月	舎 外 学 習 役 員 会 誕 生 会
6月	家族への感謝カードづくり プ ー ル 遊 び 役 員 会 誕 生 会	12月	ウィンターパーティー 大 掃 除 役 員 会（冬休みの過ごし方等） 誕 生 会
7月	役 員 会（夏休みの過ごし方等） 舎 外 学 習 プ ー ル 遊 び 大 掃 除 誕 生 会（7・8月） 荷物持ち帰り（夏休み）	1月	舎 外 学 習 役 員 会 誕 生 会
8月		2月	豆 ま き（節分） 高 3 生 を 送 る 会 役 員 会 誕 生 会（2・3月）
9月	お 月 見 プ ー ル 遊 び 役 員 会 誕 生 会	3月	役 員 会 大 掃 除 荷物持ち帰り（春休み）

※避難訓練（火災・地震）は年間3回程度実施します。

※生と性に関する支援活動を年間通して実施します。

※自立生活体験を必要に応じて実施します。

※芸術鑑賞会は年に1回実施します。

※全体お楽しみ会は年に1回実施します。

※壁新聞「さわやか新聞」を年3回程度掲示します。

寄宿舎の生活

- (1) 元気にあいさつをしましょう。
- (2) 規則正しい生活をしましょう。
- (3) 自分のことは自分でしましょう。
- (4) 友達を大切にし、仲良く助け合いましょう。
- (5) 自分勝手なことをして、友達に迷惑をかけないようにしましょう。
- (6) 先生の話をよく聞きましょう。
- (7) 困ったこと、分からないことはすぐに相談しましょう。
- (8) みんなの物(施設、道具など)は大切にしましょう。
- (9) 電話をかける時は先生に相談しましょう。

寄宿舎のルール

- (1) 係活動は協力して行いましょう。
- (2) 友達同士で物の貸し借りはしないようにしましょう。
- (3) 他の友達の部屋には入らないようにしましょう。
- (4) 大事なものは持ってこないようにしましょう。
- (5) ライターやナイフなど危ない物は持ち込めません。はさみは先生に預けましょう。
- (6) 勝手に外に出て行かないようにしましょう。
- (7) 携帯電話・スマートフォンやゲーム機・財布などの貴重品は先生に預けるようにしましょう。
- (8) 携帯電話・スマートフォンやゲーム機は下校後から17時30分と19時30分から20時30分の間使用できます。
- (9) 携帯電話・スマートフォンやゲーム機で写真を撮らないようにしましょう。
※携帯電話・スマートフォンの取り扱いについては資料3をご覧ください。

入舎にあたって

【家庭と寄宿舍の連携について】

寄宿舍は、子どもたちの悩みや想いに寄り添い、家庭と情報交換をしながら、子どもたちの健やかな成長を支援しています。そのために、以下の点にご協力をお願いします。

(1) 連絡帳について

帰省時に、寄宿舍での様子を連絡帳でお知らせしています。帰省中の家庭での様子もお知らせください。

(2) 連絡先の確保について

緊急時の連絡が必要な場合があります。電話番号（携帯番号）や住所が変更になりましたら、速やかにお知らせください。

【帰舎・帰省について】

(1) 帰舎・帰省の方法について

帰舎（休日明け登校便）・帰省（休日前の下校便）は、原則として保護者の送迎となっています。単独帰舎・帰省については申請が必要となります。詳しくは資料2をご覧ください。

(2) 帰舎・帰省時のスクールバス利用について

- ① 本校では、スクールバスを3コースで運行しています。（須崎市コース・土佐市コースは平日の登下校便、高知市コースは休日明けの登校便と休日前の下校便）利用については、「スクールバス利用願」の提出が必要となります。
- ② 通常の利用日（基本的には休日明け登校便・休日前下校便）以外のスクールバス利用については、事前に各ホーム担当にお知らせください。
- ③ 登校便のスクールバスを利用する寄宿舍生で、当日乗車できなくなったときは、直接バス会社へ連絡をしてください。

(3) 帰舎・帰省に関する注意事項について

- ① ご家庭の都合で帰舎・帰省日が変更となる場合は食事の都合がありますので、必ず6日前までにお知らせください。
- ② 学校休業日の前日が帰省日になっています。帰省にあたって、お迎えの時間が遅くなる場合は、事前にお知らせください。

帰舎・帰省の方法 一覧

方 法	内 容	単独帰舎・帰省願 の申請・許可
保護者の送迎	自宅 ⇄ 学校 保護者対応	—
スクールバス の利用	① 自宅 ⇄ バス停 保護者対応	—
	② 自宅 ⇄ バス停 単独	必要
	③ バス停で単独待機（保護者の迎え・バス到着まで）	
全路単独	自宅 ⇄ バス停 単独	必要

【健康管理について】

寄宿舎は、たくさんの子どもたちが集団生活をしています。寄宿舎生一人一人が、健康で安全に生活できるよう、以下の点にご協力をお願いします。

1 通院及び静養について

- (1) けがや発熱など身体に不調が見られた場合、寄宿舎から保護者へ連絡します。できるだけ早い対応をお願いします。
- (2) 病気やけがによる通院は、緊急時を除き保護者対応でお願いします。また、静養についてもご家庭でお願いします。

【寄宿舎における薬の取り扱いについて】

1 薬の取り扱い

- (1) 寄宿舎で服薬できる、あるいは塗布できる薬は、医師の処方によるもののみとします。医師の指示に従い健康管理を行っていますので、市販薬はご遠慮ください。
- (2) 災害時に備えて、学期ごとに7日分の薬をお預かりしています。1回分ずつ小分けにして、新学期に準備してください。(医師への処方依頼文があります)

2 薬の説明書の提出

薬を持参する際は、最新の「薬の説明書」を添えて持参してください。

(コピーを取ったあとお返しします)

なお定期薬については、薬の内容や量に変更があった場合、必ず連絡帳などでお知らせください。

3 薬の分薬方法

定期薬のある寄宿舎生には薬袋(チャック付きビニール袋)をお渡しします。薬が薬袋から出ないように、チャックを確実に閉めてください。

- (1) 薬は曜日・服薬時間ごとに分けて薬袋へ入れてください。
(臨時薬が処方された場合も同様に分薬をしてください。)
- (2) 水薬については、1回分ずつ小分けの容器に分け、薬袋へ入れてください。

4 薬の持参方法

帰舎する日に1週間分のみ持参してください。

朝・夕・寝る前の薬 → 寄宿舎のクリアケースへ薬袋に入れて届けてください。

昼の薬 → 学校用のクリアケースなどに入れ、直接学級担任へお渡ししてください。

5 寄宿舍の常備薬

寄宿舍生活の中でけがなどをする場合があります。その際、擦り傷や虫刺され、打撲、軽微な火傷等々の、医療機関への受診を必要としない程度のものについては、以下の常備薬にて対応します。

以下の薬で、合わないもの、使用を控えてもらいたいものがあれば、お知らせください。

寄宿舍の常備薬

	薬品名	効能・効果
筋肉 ケ ア	エアーサロンパスEX(スプレー)	筋肉痛、筋肉疲労、打撲、捻挫など
	湿布薬	筋肉痛、筋肉疲労、打撲、捻挫など
	サロメチール	筋肉疲労、打撲、捻挫、虫刺され、かゆみなど
消 毒 薬	キーパン	擦り傷・切り傷消毒液
	新ウナクール	かゆみ、虫刺され
外 用 ・ 皮 膚 炎 薬	オイラックスA	かゆみ、かぶれ、湿疹、しもやけ、虫刺されなど
	新レスタミンコーワ軟膏	かゆみ、かぶれ、湿疹、しもやけ、虫刺され、蕁麻疹など
	タイツコウ軟膏	切り傷、虫刺され、床ずれ、火傷、化膿性疾患
	コロスキン	小切傷、擦り傷、さかむけ、あかぎれ
	ワセリン	手足のひび、あかぎれ、皮膚のあれ、その他皮膚の保護
	サメミロンエース	肌あれ、あせも、あかぎれ、にきび、日焼けなど

【寄宿舍における薬の取り扱いについて（図解版）】

- 健康管理上、寄宿舍で服薬・塗布できるのは医師の処方によるもののみです。
- 薬を持参する際は、最新の「薬の説明書」を添えてください。
（コピーを取ったあとお返しします）
なお定期薬については、薬の内容や量に変更があった場合、必ず連絡帳などでお知らせください。
- ※ 処方箋を提出する際に、受付で相談すると、袋に日付や曜日、服薬時間、服薬者名などを印字してもらうことができます。また、複数の錠剤がある場合も一包化できます。（薬局によってはできないこともあります。）
- 薬の分薬方法
曜日・服薬時間ごとに分けた薬袋は寄宿舍で用意します。
1回分ずつ薬袋に分け、1週間分のみをクリアケースに入れてください。
臨時薬が処方された場合も同様に分薬をお願いします。

飲み薬の分薬方法

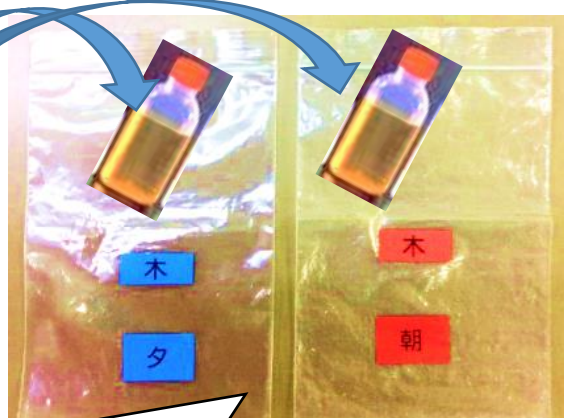


曜日・服薬時間ごとに1回分ずつ薬袋に入れてください。

水薬の分薬方法



容器はご家庭で用意



曜日・服薬時間ごとに1回分ずつ容器に分け、薬袋へ入れてください。

【寄宿舍生健康カードについて】

災害などに備え、寄宿舍生の医療情報の把握に努めています。また、万一、救急対応が必要な場合の緊急時の連絡先、かかりつけ医などの情報も把握し、いち早く対応できるよう、「寄宿舍生健康カード」を作成しています。つきましては、別添の用紙にご記入いただき寄宿舍に提出をお願いします。

なお、提出の必要があるのは、新入舎生、学部が変わる寄宿舍生となっています。記載内容に変更が生じた場合は、お知らせください。

【経費について】

(1) 年間経費について

寄宿舎生活で1年間に必要とする経費については、次のとおりです。

- ・ 共同支出費（洗濯洗剤費など） ￥ 2,000
- ・ 個人支出費（余暇活動費、防災費など） ￥ 10,000

(2) 就学奨励費について

帰省費や寝具・日用品・食費は就学奨励費の段階（3段階に区分）に応じて支給されます。寝具・日用品については、物品購入時の領収書（寄宿舎生の氏名、品名、日付・内訳が明記された領収書またはレシート）を事務室へ提出することで、就学奨励費として支給される場合があります。

ご不明な点は、事務室の担当者にお問い合わせください。

(3) その他の費用について

寄宿舎生が寄宿舎の物を壊したり、友達にけがをさせたときにかかる費用（修繕費・医療費）などは、本人または家庭の負担となる場合があります。

【寄宿舎生活の準備物について】

日用品	洗面用具
☐ ハンカチ 5枚 ☐ ポケットティッシュ ☐ 箱ティッシュ ☐ 室内用サンダル ☐ 雑巾 3枚 ☐ 寝具一式 シーツ ☐ 生理用品 ☐ ハンガー 5本程度 ☐ クリアケース(A4サイズ) ☐ 連絡帳(家庭と寄宿舎の連絡用) ☐ 帽子 ☐ 傘	☐ 歯ブラシ ☐ 歯みがき粉 ☐ コップ(プラスチック製) ☐ ボディーソープまたは浴用石けん ☐ シャンプー リンス ☐ 洗面器 ☐ 洗体用タオル ☐ バスタオルまたはスポーツタオル 2枚 ☐ タオル 5枚

洗濯用品	衣類
☐ 洗濯かご ☐ 洗濯ネット 1～2枚 ☐ 洗濯干し(下着)	☐ 下着 (パンツ、シャツ、ブラジャー、 キャミソールなど) 各3～5枚 ☐ 靴下 3～5足 ☐ 普段着 上下3組 ☐ パジャマ 2組

持ち物のすべてに必ず名前を記入してください。

持ち主が分からない場合は、処分となります。

※ 春・夏休みには、布団、衣類などの持ち帰りをお願いします。

※ 月1回程度、寝具のシーツを持ち帰り洗濯をお願いします。

※ 下線を引いている用品については、予備をお願いします。

※ ○○○○ この表記の準備物について **就学奨励費対象外** となります。

※ 来舎時には、衣類の整理や持ち物の確認をお願いします。

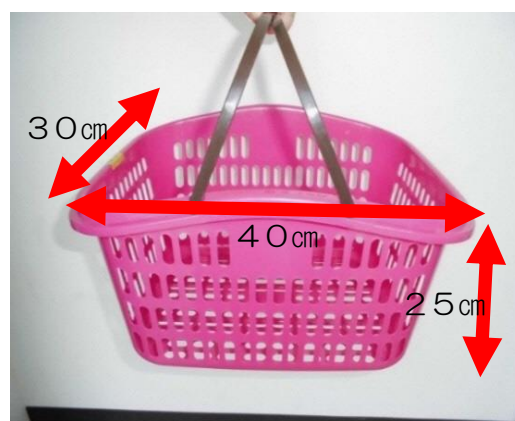
※ 夜尿の心配がある場合は、尿取り敷きパットをご用意ください。

【寄宿舎生活の準備物の具体例】



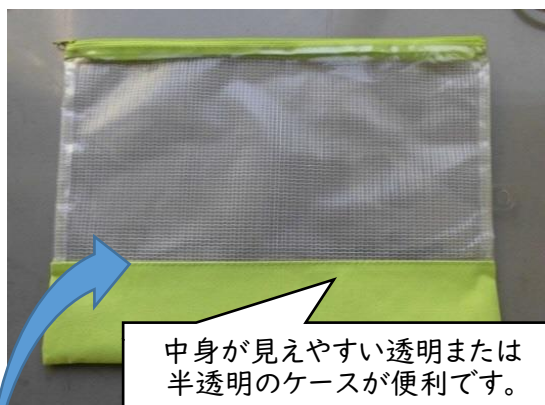
【室内用サンダル】

外でも履ける丈夫なものでお願いします。



【洗濯カゴ】

大きさは縦30cm、横40cm、高さ25cm程度が丁度よいです。



中身が見えやすい透明または半透明のケースが便利です。

【クリアケース (A4サイズ)】

連絡帳や家庭への配布物を入れます。



【洗濯干し】

下着・靴下・洗体タオル・洗濯ネットを干します。



【連絡帳】

上のクリアケースに入るサイズのノートなどをご用意ください。

「寄宿舎からのお便りについて」

寄宿舎での日々の生活や行事の様子、連絡事項などを随時お知らせしています。献立表や大切なお便りなどが連絡帳とあわせてクリアケースに入っているので、必ずご確認ください。

入舎と退舎について

(資料1)

寄宿舎への入舎及び退舎については、高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則、並びに学校の寄宿舎運営(入退舎検討)委員会規約にもとづいて取り扱われるものとします。

高知県立日高特別支援学校

寄宿舎運営(入退舎検討)委員会規約

(目的)

第1条 この会は、本校寄宿舎の入退舎に関して検討する機関であって、次のことを行う。

- (1)次年度の入舎者についての検討
- (2)退舎についての検討
- (3)年度途中の入舎についての検討
- (4)体験入舎についての検討
- (5)その他

(構成員)

第2条 この会の構成員は、次のとおりとする。

- (1)校長、教頭、各学部主事、寮務主任、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員(総務1名・入舎相談1名)、教育相談(2名)とする。
- (2)その他必要に応じて委員長が招集する。委員長は、教頭があたる。

(入舎規定)

第3条 基本的には、「高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則」第七条の次の各号のいずれかに該当する者とし、校長の許可を受けて入舎するものとする。

- (1)通学困難と認める者
- (2)特別の事情により入舎させることを適当と認める者
※ただし、入舎規定を補完するため、次項第4条(入舎基準)を設ける。

(入舎基準)

第4条 入舎に関する基本的な捉え方は、次のとおりとする。

- (1)自宅が学校から遠方にあるため通学が困難である場合
- (2)自宅がスクールバスの運行経路から大きく外れている場合
- (3)特別な支援の必要性により入舎が適当と判断される場合
- (4)帰省・帰舎や病気等の緊急時には、保護者等が対応できること
- (5)医療行為が必要でないこと

(その他)

- (1)入舎に関しては、既入舎者も含めて毎年検討する。
- (2)途中入舎に関しては、緊急性が生じた場合に検討する。

(退舎基準)

第5条 退舎に関する基本的な捉え方は、次のとおりとする。

- (1)舎生が退学、もしくは通学生となった場合
- (2)理由なく舎生が一月以上、寄宿舎を利用していない場合
- (3)帰省・帰舎や病気等の緊急時に、保護者等が対応できなくなった場合
- (4)その他特別な理由により、寄宿舎生活が不適と認められる場合

附 則

この規約は、平成17年12月16日から実施する。

この規約は、平成26年6月17日から実施する。

この規約は、平成28年12月6日から実施する。

この規約は、平成30年1月11日から実施する。

この規約は、平成31年1月15日から実施する。

単独帰舎・帰省について

高知県立日高特別支援学校寄宿舎

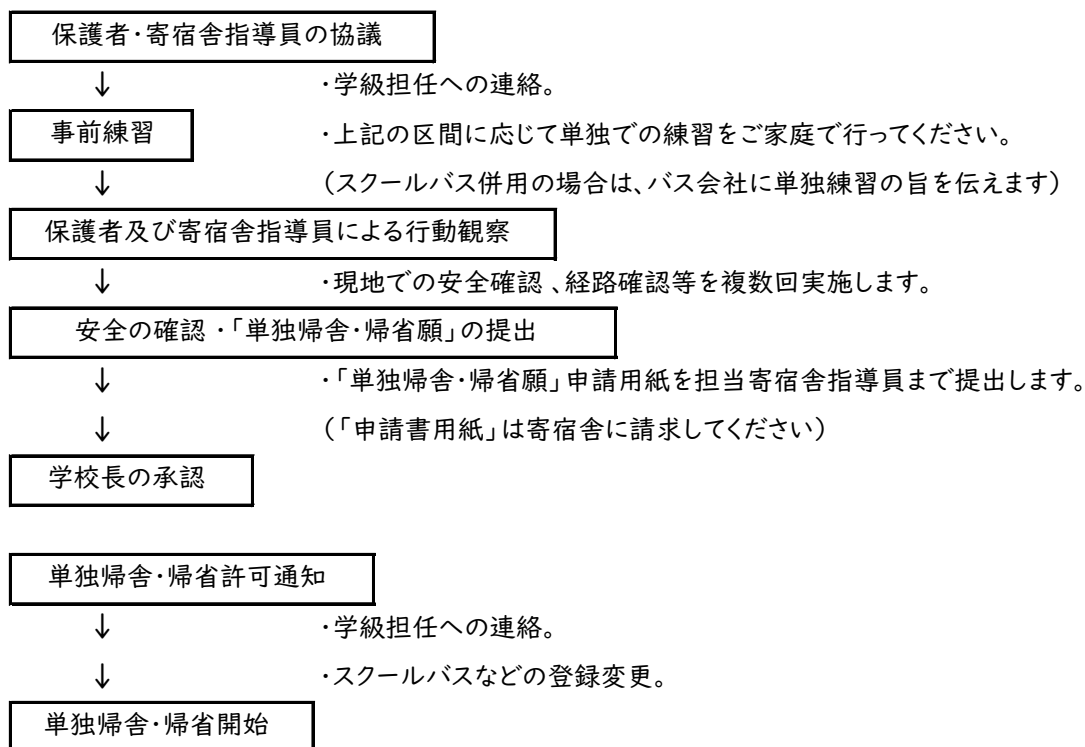
入舎時の申し合わせにより、寄宿舎在籍の児童生徒の帰舎・帰省に際しての安全確保に関しては、スクールバスの使用区間を除いて、本来、保護者の方が必ず責任をもつこととなっており、基本的には、児童生徒が単独で帰舎や帰省を行うことは認められておりません。

しかし、特別な理由があり、かつ単独での行動が安全であると確認された場合に限り、単独帰舎・帰省が認められます。事前練習で安全確認をしたのち「単独帰舎・帰省願」を提出し、手続を行ってください。

1 申請が必要な区間（☐内は単独区間）

自宅	⇔	徒歩及び公共交通機関の利用	⇔	スクールバス停留所	（一部単独帰省）
自宅	⇔	保護者の迎え・バス到着まで待機	⇔	スクールバス停留所	（単独待機）
自宅	⇔	徒歩及び公共交通機関の利用	⇔	学 校	（全路単独帰省）

2 単独帰舎・帰省に至るまでの手続き等の流れ



3 単独帰舎・帰省許可通知後の留意点について

- (1) 単独帰省した際は、確認のために帰宅後必ず寄宿舎へ連絡してください。
寄宿舎直通電話(0889-24-5329)
- (2) 申請した経路を守り、帰舎・帰省してください。
- (3) 単独帰舎・帰省の手段及び経路等に変更が生じた時には、速やかに該当ホームまでお知らせください。
(変更事項の再申請が必要となります。)

寄宿舍での携帯電話・スマートフォンのきまり

高知県立日高特別支援学校寄宿舍

寄宿舍での使用にあたっては以下のことを守る。

【持込条件】

- 携帯電話・スマートフォンの使用の際は、『携帯電話・スマートフォンの寄宿舍への持ち込み許可願』を提出し、学校長の許可を得なければならない。
- 許可を受けた携帯電話・スマートフォンの機種を変更する場合は、『携帯電話・スマートフォン機種変更届』を提出しなければならない。
- 保護者は子どもの携帯電話・スマートフォンの利用の状況を適切に把握・管理する。
- 家庭内で使用方法を話し合い、端末にフィルタリングを必ず設定する。
(フィルタリング設定について分からない場合は、契約店へご相談ください。)

【連絡に関して】

- 家庭と寄宿舍の連絡は、子どもの携帯電話・スマートフォンを介さず、寄宿舍の方へ直接連絡をする。

【モラル】

- マナーを守って使う。
- 写真や動画の撮影は禁止。
- 勝手に他人の番号やメールアドレス、写真、悪口、パスワードなどを送らない。
- 他者の携帯電話・スマートフォンは使用しない。
- アダルトサイトなどの有害サイトは見ない。
- 寄宿舍内では、携帯電話・スマートフォンを利用しての舍生同士のやりとりはせず、直接会って話をす
- トラブルがあった場合は、必ず指導員に報告・相談する。
- 家庭で充電をしてくる。

【機器の管理】

- 貸し借りはしない。
- 利用時間外は指導員室で携帯電話・スマートフォン及び付属品(充電器、イヤホン)を指導員が保管、管理する。(保管用ケースは、ご家庭で準備をお願いします。)

【機器の利用】

- 自己責任、自己管理を原則として使用する。
- モバイルルーター(ポケットWi-Fi)やテザリング機能は使用しない。
- 寄宿舍では機器を利用しての買い物はしない。
- 使用時間は、下校後～17:30、19:30～20:30までとする。
- 使用場所は、共有スペースとする。

上記規則が守られていない場合、携帯電話・スマートフォンの使用許可を取り消す場合がある。

寄宿舍での携帯電話・スマートフォンのきまり Q&A

- Q. 寄宿舍で携帯電話・スマートフォンを使うにはどうしたらいいですか？
- A. 『携帯電話・スマートフォンの寄宿舍への持ち込み許可願い』を提出し、学校長の許可が必要となります。使用についての学習会も行います。そのため、利用開始は許可がおりた翌週を予定しています。
- Q. 持込条件にある、利用の状況を適切に把握するとはどういうことですか？
- A. 子どもが利用している携帯電話・スマートフォンの契約プラン（利用ギガ数や通話プランなどの内容）と月額の使用料金をご確認ください。また、家庭内で使い方について話し合っていたきフィルタリングの設定をお願いします。フィルタリングの設定方法が分からない場合は、設定についての資料を用意しています。ご不明な点は契約店へご相談ください。
- Q. 子どもの携帯電話・スマートフォンへ連絡してもいいですか？
- A. 連絡していただいても構いません。その際、帰省方法の変更や通院に関することなど指導員が把握しておく必要のある内容は、行き違いを防ぐためにも直接寄宿舍の方へ連絡をお願いします。

『ケータイ・スマホのきまり Q&A』より一部抜粋

- Q. 電話番号やアドレス交換はできますか？
- A. 交換はできますが、電話番号やアドレスはとても大切な個人情報です。友だちに教えてもらいたい時の聞き方や教えたくない時の断り方は十分に気をつけましょう。困った時は、近くの先生に相談しましょう。
- Q. 写真の見せ合いはできますか？
- A. 周りを不快にしない写真の見せ合いはできます。画像の転送や撮影は禁止です。（個人情報が流出する恐れがあるため）
- Q. メール・LINEをしてもいいですか？
- A. 寄宿舍生同士や家族とのやりとりは、できるだけ会って話をするようにしましょう。使用する場合は、相手の表情が分からないので文章の内容などに注意しましょう。
- Q. 共有スペース以外で使えないのはどうしてですか？
- A. 携帯電話・スマートフォンは便利な反面、トラブルなど社会的な問題になっていることも事実です。そのため、子どもたちがお互いにモラルなどに気をつけて使用でき、寄宿舍としても子どもたちの利用状況を把握できるよう、共有スペースで使うルールとしています。また、寄宿舍は集団生活の場です。余暇時間には仲間と体を動かしたり、活動したりすることで人間関係が深まっていくことを期待しています。携帯電話やスマートフォンのみに没頭するだけの余暇時間を過ごすことがないように支援しています。